

一般社団法人 歴史新大陸

定 款

# 一般社団法人歴史新大陸 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 歴史新大陸 と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 当法人は、歴史に関するエンターテイメントの上演を通じて、歴史・文化・伝統の啓蒙活動及び継承・保存を行い、青少年の健全な育成と教育に寄与することで、地域社会の活性化や村おこしの支援、国際文化交流の実現を図ることを目的とし、その目的に資するため、以下の事業を行う。

- (1) 音楽、映像、書籍等の企画、出版、配信及び販売に関する業務
- (2) 広告業及び広告代理店業
- (3) 各種イベントや講演会、講習会、セミナー等の企画、立案及び運営
- (4) 芸能・文化・武道に携わる人材のマネージメント、育成業務
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

### (公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第3章 社 員

### (入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

### (経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

### (任意退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1カ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 定款その他の当法人が定める規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第4章 社員総会

(社員総会の権限)

第11条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）に規定する事項及び当法人の組織、運営、管理その他当法人に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会の招集通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、開催の日より1週間前までに各社員に対して発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、総社員の同意がある場合は、招集の手続きを経ることなく社員総会を開催することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事が務め、代表理事に事故もしくは支障がある場合は、あらかじめ理事会で定めた順位により他の理事又は社員がこれに代わるものとする。

(議決権等)

第14条 各社員は、各1個の議決権を有する。

- 2 やむを得ない理由により社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、他の社員を代理人として議決を委任することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により議決権を行使した社員は、当該社員総会に出席したものとみなす。

(社員総会の省略)

第15条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところに従い、議事録を作成し、議事録作成に係る職務を行った理事が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 役 員

(役員の設置)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内  
監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

#### (監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 補欠又は増員により選任された監事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。但し、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足らないときは、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として、この法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

### 第6章 理事会

#### (構成)

第23条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

#### (招集)

第25条 理事会は、代表理事が招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集通知を発するものとする。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、理事会を開催することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。但し、代表理事に事故もしくは支障があるときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第27条 理事会の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事（代表理事に事故もしくは支障があるときは出席理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会員

(種別)

第29条 当法人は、次の3種の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 一般会員 当法人が行う事業の提供・利用を主とする個人又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第30条 当法人に入会しようとする者は、当法人の所定の様式により申込みをし、理事の過半数の承認を受けなければならない。その承認があつたときに正会員若しくは一般会員又は賛助会員となる。

(入会金及び年会費)

第31条 正会員は、定款施行細則に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- 2 一般会員は、定款施行細則に定める入会金及び一般年会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、定款施行細則に定める入会金及び賛助年会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第32条 会員は、当法人の所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第33条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第34条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき
- (2) 当該会員が死亡し、または解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第35条 会員が前3条の規定により会員資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第8章 事務局

(事務局)

第36条 本法人は、本法人の事務及び会計を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を1名及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局は、会員への通知、連絡など法人の事務を総括する。
- 4 事務局長及び職員の任免は、理事会の決議により行う。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 委員会

(委員会)

第37条 本法人は、理事会の決議に基づき、各種委員会を設置、及び廃止することができる。

- 2 各委員会の具体的任務及びその構成員等については、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 基 金

### (基金の募集)

第38条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

### (基金の拠出者の権利に関する規定)

第39条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

### (代替基金の積立て)

第40条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

### (基金の返還の手続)

第41条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

## 第11章 計 算

### (事業年度)

第42条 本法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

### (計算書類)

第43条 代表理事は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時社員総会に提出し、(3)の書類についてはその内容を報告し、(1)(2)及び(4)の各書類については承認を求めなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (3) 事業報告書
- (4) 附属明細書

### (剰余金の処分制限)

第44条 本法人は、社員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第12章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 当法人が定款を変更しようとするときは、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経なければならない。

(解散)

第46条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号乃至第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成により解散することができる。

(合併)

第47条 当法人は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議を経て、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

### 第13章 雜則

(定款等に定めのない事項)

第48条 この定款及び細則に定めのない事項については、すべて一般法人法及びその他法令によるものとする。

### 第14章 附則

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(住所) [REDACTED] (個人情報保護のため省略) [REDACTED]  
(氏名) 後藤勝徳

(住所) [REDACTED] (個人情報保護のため省略) [REDACTED]  
(氏名) 工藤佳美

(住所) [REDACTED] (個人情報保護のため省略)  
(氏名) 上野正樹

(設立時理事及び監事)

第50条 当法人の設立時理事及び監事は、次のとおりとする。

(設立時理事) 後藤勝徳、藤家和正、梅本富美子、後藤高男  
(設立時監事) 上野正樹

(設立時代表理事)

第51条 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって定める。

(最初の事業年度)

第52条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年12月31日までとする。

令和5年11月14日

本紙は当法人の定款原本と相違ない。

一般社団法人歴史新大陸  
代表理事 後藤勝徳

